

大阪府子ども政策推進会議 ヤングケアラー支援関係ワーキンググループ  
(ヤングケアラー支援関係課長会議) 設置要綱

(目的及び名称)

第1条 大阪府におけるヤングケアラー支援に向けた取組みを総合的に推進することを目的として、大阪府子ども政策推進会議設置要綱に基づき、同幹事会にヤングケアラー支援関係ワーキンググループを設置する。また、同ワーキンググループの名称を「ヤングケアラー支援関係課長会議」(以下「会議」という。)とする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ヤングケアラー支援に向けた取組みの方向性の検討に関すること。
- (2) ヤングケアラー支援に向けた課題認識の共有に関すること。
- (3) 庁内のヤングケアラー支援に関連する取組みの進捗状況等の把握に関すること。
- (4) 国・市町村等のヤングケアラー支援に関する施策の情報共有に関すること。
- (5) その他ヤングケアラー支援に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる職にある者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 構成員は、やむを得ない場合は必要に応じて代理を立てることができる。

(会議の開催)

第4条 会議は、必要に応じて事務局が招集し、開催する。

- 2 事務局は、必要に応じて会議に構成員以外の者を参加させることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、福祉部子ども家庭局青少年支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議の上これを定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表

府民文化部 福祉部	男女参画・府民協働課長 福祉総務課長 地域福祉推進室地域福祉課長 地域福祉推進室社会援護課長 障がい福祉室障がい福祉企画課長 障がい福祉室地域生活支援課長 高齢介護室介護支援課長 子ども家庭局子ども家庭企画課長 子ども家庭局青少年支援課長 子ども家庭局子育て支援課長 子ども家庭局家庭支援課長
健康医療部	保健医療室地域保健課長 健康推進室健康づくり課長
商工労働部 教育庁	雇用推進室就業促進課長 教育振興室高等学校課長 教育振興室支援教育課長 市町村教育室小中学校課長 市町村教育室地域教育振興課長 私学課長